

目 次

告 示

国民健康保険被保険者証の無効

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

地縁による団体の認可

保管した屋外広告物

津市下水道排水設備指定工事店の指定の停止

公示送達

公示送達

麦に適用する共済掛金率

保管した屋外広告物

要保護児童対策地域協議会の設置の一部の改正

公 告

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更

犬の抑留

麦共済（一筆方式）に係る共済金等

麦共済（災害収入共済方式）に係る共済金等

津市農用地利用集積計画

犬の抑留

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

一般競争入札の執行

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

選挙人名簿からの抹消

雲出井土地改良区総代会総代補欠選挙における当選人

雲出井土地改良区総代会総代補欠選挙における当選証書の付与

監査委員告示

津市職員措置請求書に係る監査結果

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 296 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9136427	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 10 日
7177442	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 14 日
0851659	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 19 日
9155948	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 19 日
0156489	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 22 日
1243985	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 22 日
9202388	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 26 日

津市告示第 297 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9144017	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 4 日
2148075	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 22 日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9144017	平成 19 年 8 月 1 日	平成 19 年 10 月 4 日
2148075	平成 19 年 8 月 1 日	平成 19 年 11 月 22 日

津市告示第 298 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

津市長 松田直久

1 名称

森音の郷自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の連携と親睦を図り、住み良いまちづくりを推進することを目的とし、以下に掲げる事業を行うこととする。

- (1) 会員相互の親睦、交流を図るための行事の開催
- (2) 公共物(公園、緑地、防犯灯、ごみ集積所等)の維持管理
- (3) 自治会発展向上の研究、市及び関係機関との交渉、陳情、請願
- (4) 保健衛生、防火防犯等の生活環境の改善
- (5) 市並びに関係諸団体との連携、協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

3 区域

本会の区域は、森町 1635 番地 6 から同番地 19、1655 番地 6 から同番地 60、並びに 1709 番地 7 から同番地 127 とする。

4 事務所

三重県津市森町 1709 番地 88

5 代表者の氏名及び住所

下岡 克弘

三重県津市森町 1709 番地 88

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号および第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成19年12月7日

津市告示第 299 号

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年条例第 45 号）第 19 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

津市長 松田直久

1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量

はり札等 5 枚

立看板等 2 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所

栄町 4 丁目ほか（津駅周辺道路）

3 広告物又は掲出物件を除去した日

平成 19 年 11 月 13 日から 20 日まで

4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町 1185 番地 1 津市相川建設作業事務所

電話番号 059-235-5655

津市告示第300号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第15条第2項の規定により、次のとおり指定工事店の指定の効力を停止するので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成19年12月11日

津市長 松田直久

指定を停止した工事店

工事店名	所在地	停止期間
飯田工業株式会社	津市乙部2160番地	平成19年12月17日から 平成20年1月15日まで
有限会社出忠管工業	津市栗真中山町111番地2	平成19年12月17日から 平成19年12月31日まで
有限会社野口設備	四日市市生桑町31番地1	平成19年12月17日から 平成19年12月31日まで
有限会社奥山興業	津市高茶屋一丁目11番19号	平成19年12月17日から 平成19年12月31日まで

津市告示第301号

下記の者の平成19年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成19年12月11日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

津市告示第302号

下記の者に対する参加差押解除通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年12月13日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
津市岩田13番30号	株式会社 晃栄	参加差押解除通知書

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第303号

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第37条第2項の規定により平成20年産の麦に適用する共済掛金率等を別紙のとおり告示する。

平成19年12月14日

津市長 松田直久

別紙

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別		法第 107 条第 4 項の規定による危険段階別		単位当たり共済金額 (円/kg)				共 済掛金率	農家負担共済掛金率
					対象農業者耕地	それ以外の耕地	ビール用	種子用		
麦 1 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 0 0 分の 3 0	1	危険段階基準共済掛金設定要領(以下「要領」という。)により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 20.0%以上の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	11.281	5.290789
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 12.5%以上 20.0%未満の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	8.776	4.115944
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 5.0%以上 12.5 未満の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	7.626	3.576594
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 2.0%以上 5.0%未満の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	6.295	2.952355
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 2.0%未満の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	5.640	2.645160
				平成 19 年産の麦より新しく加入する組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	7.786	3.651634
	1 0 0 分の 4 0	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 20.0%以上の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	7.969	3.801213	
		2	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 12.5%以上 20.0%未満の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	6.199	2.956923	
		3	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 5.0%以上 12.5 未満の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	5.387	2.569599	

			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 2.0%以上 5.0%未満の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	4.447	2.121219
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 2.0%未満の組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	3.984	1.900368
				平成 19 年産の麦より新しく加入する組合員等	5 6	3 1	—	1 4 9	5.500	2.623500
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 0 0 分の 1 0	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 20.0%以上の組合員等	—	—	—	—	17.088	7.911744
			2	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 12.5%以上 20.0%未満の組合員等	—	—	—	—	13.294	6.155122
			3	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 5.0%以上 12.5 未満の組合員等	—	—	—	—	11.552	5.348576
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 2.0%以上 5.0%未満の組合員等	—	—	—	—	9.535	4.414705
			5	要領により算出した平成 10 年産から平成 17 年産までの麦の被害率の平均が 2.0%未満の組合員等	—	—	—	—	8.543	3.955409
				平成 19 年産の麦より新しく加入する組合員等	—	—	—	—	11.794	5.460622
表 2 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 0 0 分の 3 0			4 5	2 5	5 0	1 0 9	7.786	3.651634
		1 0 0 分の 4 0			4 5	2 5	5 0	1 0 9	5.500	2.623500

	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項 に規定する金額 を共済金額と する農作物 共済	1 0 0 分 の 1 0			—	—	—	—	11.794	5.460622
麦 3 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に 規定する金額 を共済金額と する農作物共 済	1 0 0 分 の 3 0			5 3	2 8	—	1 0 6	7.786	3.651634
		1 0 0 分 の 4 0			5 3	2 8	—	1 0 6	5.500	2.623500
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項 に規定する金額 を共済金額と する農作物 共済	1 0 0 分 の 1 0			—	—	—	—	11.794	5.460622
麦 4 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に 規定する金額 を共済金額と する農作物共 済	1 0 0 分 の 3 0			5 2	3 0	—	1 3 2	7.786	3.651634
		1 0 0 分 の 4 0			5 2	3 0	—	1 3 2	5.500	2.623500
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項 に規定する金額 を共済金額と する農作物 共済	1 0 0 分 の 1 0			—	—	—	—	11.794	5.460622
麦 5 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に 規定する金額 を共済金額と	1 0 0 分 の 3 0			—	—	—	—	7.786	3.651634

	する農作物共済	100分の40			—	—	—	—	5.500	2.623500
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10			—	—	—	—	11.794	5.460622

注 対象農業者耕地とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当する者が耕作の業務を営む耕地をいい、その他はそれ以外の者が耕作の業務を営む耕地をいう。

津市告示第304号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年12月14日

津市長 松田直久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
立看板等 28枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
白山町二本木ほか（国道165号線沿いから県道15号線にかけての付近）
- 3 広告物又は掲出物件を除去した日
平成19年11月 1日
平成19年11月 7日
平成19年11月26日
から20日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。
（申出先）
津市 白山総合支所 産業建設課 維持担当
津市白山町川口892番地
電話番号 059-262-7018

津市告示第305号

要保護児童対策地域協議会の設置の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年12月14日

津市長 松田直久

要保護児童対策地域協議会の設置の一部を改正する告示

要保護児童対策地域協議会の設置（平成18年津市告示第72号）の一部を次のように改正する。

表中

「 社団法人久居一志地区医師会	法人	」を
「 社団法人久居一志地区医師会	法人	
社団法人津歯科医師会	法人	
津市民生委員児童委員連合会	その他の者	
津保護司会	その他の者	
津市人権擁護委員会	その他の者	
津市自治会連合会	その他の者	」に、
「 社会福祉法人新町福祉会美里さつき保育園	法人	」を
「 社会福祉法人新町福祉会美里さつき保育園	法人	
社会福祉法人豊津児童福祉会 みらいの森ゆたか園	法人	」に、
「 津市倭保育園	国又は地方公共団体の機関	
津市川口保育園	国又は地方公共団体の機関	
津市家城保育園	国又は地方公共団体の機関	」を
「 津市白山保育園	国又は地方公共団体の機関	」に、
「 津市川口幼稚園	国又は地方公共団体の機関	
津市大三幼稚園	国又は地方公共団体の機関	
津市八ッ山幼稚園	国又は地方公共団体の機関	」を
「 津市白山幼稚園	国又は地方公共団体の機関	」に、
「 三重大学教育学部附属小学校	国又は地方公共団体の機関	」を
「 三重大学教育学部附属小学校	法人	」に、

「 | 三重大学教育学部附属中学校 | 国又は地方公共団体の機関 | 」を
「 | 三重大学教育学部附属中学校 | 法人 | 」に、

「 | 三重大学教育学部附属養護学校 | 国又は地方公共団体の機関 | 」を
「 | 三重大学教育学部附属特別支援学校 | 法人 | 」に、

「 | 三重県立城山養護学校 | 国又は地方公共団体の機関 |
| 三重県立草の実養護学校 | 国又は地方公共団体の機関 |
| 三重県立緑ヶ丘養護学校 | 国又は地方公共団体の機関 |
| 三重県立稲葉養護学校 | 国又は地方公共団体の機関 | 」を

「 | 三重県立城山特別支援学校 | 国又は地方公共団体の機関 |
| 三重県立草の実特別支援学校 | 国又は地方公共団体の機関 |
| 三重県立緑ヶ丘特別支援学校 | 国又は地方公共団体の機関 |
| 三重県立稲葉特別支援学校 | 国又は地方公共団体の機関 | 」に、

に改める。

附 則

この告示は、平成19年12月14日から施行する。

津市公告第170号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年12月 5日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年12月3日
- 2 抑留期間 平成19年12月7日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町 棕本	柴犬	茶	メス	中	91日 以上	赤い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第171号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画、同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を次により縦覧に供します。

平成19年12月7日

津市長 松田直久

変更後の農業振興地域整備計画、同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎6階）

津市公告第172号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年12月7日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年12月6日
- 2 抑留期間 平成19年12月12日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町 家所	雑種	茶黒白	オス	中	91日 以上	赤い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第173号

平成19年産の麦に係る農作物共済加入者への共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払い期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表します。

平成19年12月7日

津市長 松田直久

1 共済目的

平成19年産麦（一筆方式）

2 共済金の支払額

津市農林水産部農業共済室に備置き of 図書のとおりに

3 農作物共済減収量

前項の図書のとおりに

4 共済金の支払期日

平成19年 9月21日

5 支払方法

口座振込

津市公告第174号

平成19年産の麦に係る農作物共済加入者への共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払い期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表します。

平成19年12月7日

津市長 松田直久

1 共済目的

平成19年産麦（災害収入共済方式）

2 共済金の支払額

津市農林水産部農業共済室に備置きの図書のとおり

3 農作物共済減収量

前項の図書のとおり

4 共済金の支払期日

平成19年11月29日

5 支払方法

口座振込

津市公告第175号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成19年12月10日

津市長 松田直久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎6階）

津市公告第176号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年12月10日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 12月 7日
- 2 抑留期間 平成19年 12月 13日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町中別保	柴犬	茶	メス	中	91日 以上	
2	津市 白山町川口	柴犬	茶白	オス	中	91日 以上	黒い首輪 赤と黒の リード

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第177号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年12月12日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年12月11日

2 抑留期間 平成19年12月17日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 榊原町	雑種	黒白ブチ	メス	中	91日 以上	紐の首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第178号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年12月12日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年12月10日

2 抑留期間 平成19年12月14日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 戸木町	ゴールデン・ レトリバー	ベージュ	メス	大	91日 以上	老犬

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月14日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年12月12日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市藤方字浜替526-1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方1305
原田 正志

津市公告第180号

次のとおり一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

平成19年12月14日

津市長 松田直久

1 件名

津市地域ICT利活用モデル構築事業に係るテレビ会議システム
機器等の賃貸借

2 業務内容等

別紙仕様書のとおり

3 入札日時

平成19年12月25日（火）午後2時

定刻になっても出席のない場合は棄権とみなします。

又、開札は入札後直ちに行います。

4 入札場所

津市役所7階入札室

5 資格確認

次の書類を平成19年12月19日（水）午前11時までに情報
企画課へ提出してください。ただし、津市競争入札参加者名簿に登
録のある業者は提出不要です。

（1）登記簿謄本

（2）納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）

（3）消費税の納税証明書（その3・未納税額のない証明用）

（4）印鑑証明書

6 入札保証金

入札価格の100分の3以上

但し、津市契約規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場
合は減免。

7 契約書

要 (別添のとおり)

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上

但し、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は減免。

9 契約期間

平成20年2月1日から平成22年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

10 入札方法及び決定方法

(1) 指定の入札書により、別紙仕様書に基づき入札金額等を記載のうえ、封書し、入札を行ってください。

(2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 同等品については、同等品の条件に適合する物件を選定し、平成20年12月20日(木)午前11時までに別添の同等認定書に同等品の条件に適合・不適合が確認できる仕様、定価表示等のある資料(カタログ等)を添付の上、情報企画課へ申請してください。

認定された場合は、同等認定書を交付しますので、入札書の裏面に同等認定書をホチキス止めして入札してください。入札書に同等認定書の添付がない場合、もしくは、上記認定が受けられない場合は、仕様書物件のとおりとして取り扱いますので注意してください。

(4) 再入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意して

ください。

- (5) 同額の者が2業者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) その他、入札者は、別添「競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【問い合わせ先】

津市役所 総務部 情報企画課 情報企画担当

電話番号 059-229-3118

津市地域 I C T利活用モデル構築事業に係るテレビ会議システム機器等の 賃貸借に係る仕様書

1 賃貸借の目的

この業務は、本市が総務省の委託を受けて実施する津市地域 I C T利活用モデル構築事業において使用するテレビ会議システム機器及び付属設備並びに関連パソコン機器等の賃貸借を行うものである。

2 件名

本件名は、「津市地域 I C T利活用モデル構築事業に係るテレビ会議システム機器等の賃貸借」とする。

3 賃貸借対象物件

別紙「賃貸借物件一覧」に掲げるテレビ会議システム機器及び付属設備並びに関連パソコン機器等（以下「テレビ会議システム機器等」という。）とする。

4 賃貸借期間

平成 2 0 年 2 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで（2 6 ヶ月）とする。この契約は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約である。

5 設置期限及び場所

(1) 賃貸借対象物件の設置期限は、別途情報企画課から指示するものとし、当該期間内に全ての物件について、テレビ会議システム機器等の初期環境設定が終了しているものとする。

(2) 賃貸借対象物件の配置場所は、津市が基幹系サーバ機器等を設置している民間データセンター及び保健センター（中央保健センター及び総合支所管内保健センター）並びに高田短期大学とする。

具体的な配置場所については、別途、情報企画課から指示するものとする。

(3) 賃貸借対象物件の搬入（津市の指定する場所へ搬入すること。）、設置（津市の指定する場所へ設置すること。）、設定（正常動作を補償する初期環境設定を行い、賃貸借物件の動作確認を行うこと。）、清掃（搬入に用いた段ボール箱の引き取り及び処分等を行うこと。）を確実にを行うものとする。

6 賃貸借に係る条件

(1) 賃貸借対象物件が、生産中止等により期限までに納入・設置できない場合は、

津市の上承を得た後、速やかに当該物件と同等以上の機能を有した代替機器を納入・設置するものとする。

- (2) 賃貸借対象物件の回収後においては、機器内のデータが、データ復旧ソフトウェア等により復元されることのないように完全に消去するか、または廃棄処分することとし、データ等の漏洩を確実に防ぐものとする。また、これに係る経費等については、すべて納入・設置業者の負担で行うものとする。
- (3) 賃貸借対象物件に係る動産総合保険に加入するものとし、当該保険加入に係る費用は納入・設置業者が負担するものとする。
- (4) 賃貸借対象物件には、管理シールを貼付し、それに付随する管理台帳を用意するものとする。なお、当該管理台帳は電磁記録媒体（Excel 2003 形式）に記録し、納入するものとする。
- (5) 賃貸借対象物件のうち保守対象物件となるものについては、賃貸借期間内に障害等が発生した場合、直ちに調査を実施し、その原因の究明と速やかな復旧を行うものとする。

7 特記事項

- (1) 賃貸借対象物件は、すべて新品とする。
- (2) 賃貸借対象物件が、理由の如何によらず賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、速やかに更新・入換等の措置を講じるものとする。
- (3) 本業務において知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (4) 上記仕様書に記載のない事項については、津市と納入・設置業者が協議のうえ決定することとする。

別紙

賃貸借物件一覧

名 称	機器仕様・性能等	台数	保守	設置場所
多地点接続装置	VCON VCB V.5-12 <ul style="list-style-type: none"> ・MCU：最大同時接続 12 地点 ・Streaming Server 機能 ・Gatekeeper 機能 ・Administration 機能 ・ボイスアクティベーション機能 ・オンサイト保守 26 ヶ月 ・ファームウェアアップデートサポート 26 ヶ月 	1 台	保守対象	津市が基幹系サーバ機器等を設置している民間データセンター（別途指示する。）
テレビ会議装置	Polycom VSX 6000 ソフトウェアバージョン Ver. 8.7 <ul style="list-style-type: none"> ・圧縮符号化方式 H.264 をサポート ・暗号化機能 AES の内蔵 ・パケットロス時の映像補正機能 ・IP・ISDN・Serial/V.35 サポート ・オンサイト保守 26 ヶ月 ・ファームウェアアップデートサポート 26 ヶ月 標準マイク VSX-MIC Pod	10 式	保守対象	中央保健センター 久居保健センター 河芸保健センター 芸濃保健センター 美里保健センター 安濃保健センター 香良洲保健センター 一志保健センター 白山保健センター 美杉保健センター
ディスプレイ	プラズマディスプレイ SONY FWD-50PX3 ※同等品可 <ul style="list-style-type: none"> ・50 インチ ・2画面機能 (P in P、P&P) ・2画面機能 (PC/VIDEO) ・解像度(水平×垂直)： 1,365 ドット x 768 ライン ・入出力端子： RGB NTSC (S 端子) ・オンサイト修理 1 年間 ディスプレイ用スピーカー SONY SS-SP50FW ※同等品可	10 式	—	中央保健センター 久居保健センター 河芸保健センター 芸濃保健センター 美里保健センター 安濃保健センター 香良洲保健センター 一志保健センター 白山保健センター 美杉保健センター

システムスタンド	<p>ハヤミ工産 PH-845</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚板 (2枚、増設含む) ・付属品 テーブルタップ TAP-5433N (サンワプライ) 映像/音声ケーブル KM-V10-18 (サンワプライ) 	10式	—	<p>中央保健センター 久居保健センター 河芸保健センター 芸濃保健センター 美里保健センター 安濃保健センター 香良洲保健センター 一志保健センター 白山保健センター 美杉保健センター</p>
パソコン	<p>NEC Versa Pro J VJ16M/W-4 ※同等品可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Windows Vista(R) Business 正規版 ・CPU インテル(R)Celeron(R)M520 ・15インチ TFT カラー液晶 ・メモリ 1GB ・HDD 120GB ・DVD 書き込み可能 ・引き取り修理1年間 <p>CRT 出力ケーブル 2m 程度</p>	10式	—	<p>中央保健センター 久居保健センター 河芸保健センター 芸濃保健センター 美里保健センター 安濃保健センター 香良洲保健センター 一志保健センター 白山保健センター 美杉保健センター</p>
ソフトウェア	<p>Microsoft Office Professional Plus 2007</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボリュームライセンスにより導入 ・メディアは1式のみ 	10式	—	<p>上記パソコンにインストール</p>
ビデオカメラ	<p>ビクター GZ-MG555 ※同等品可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き取り修理1年間 	2台	—	<p>中央保健センター 高田短期大学</p>

特記事項

- ・ 多地点接続装置は津市が指定する既存ラックへ据付設置することとする。また、テレビ会議装置、ディスプレイ及びパソコンをシステムスタンドに据付設置し、配線接続を行うものとする。
- ・ テレビ会議装置、ディスプレイ及びパソコンをシステムスタンドに設置し、1式とするものとする。
- ・ 納品物は全て、現地にて動作確認試験を実施し、試験結果の報告を行うものとする。
- ・ 保守対象物件については、電話受付 (24時間 365日) とオンサイト保守 (平日 9時~17時) を行い、修理後、機器再設定が必要な場合、設定作業と動作試験を実施することとする。また、障害切り分けの際は既存ネットワーク保守業者と連携し、障害復旧に努めることとする。

同等品の条件

賃貸借物件一覧の中で同等品可とした物件については、次の条件を満たしているものとする。

(1) ディスプレイ

画面サイズ	50 インチ (プラズマ) または 46 インチ (液晶)
解像度 (水平×垂直)	1365×768 ドット (ワイド XGA) 以上
2画面機能 (P in P、P&P)	対応
2画面機能 (PC/VIDEO)	対応
入出力端子	アナログ RGB、NTSC (S 端子)
スピーカー出力	7 W + 7 W 以上
保証	1 年間以上のオンサイト修理

(2) パソコン

形状	ノート型
OS	Windows Vista(R) Business 正規版
CPU	インテル(R) Celeron(R) M520 以上
メモリ	1 GB 以上
ディスプレイ	15 型以上 カラーTFT 液晶
HDD	120GB 以上
光学ドライブ	DVD 書込みに対応しているドライブ (内蔵型) ※ライティングソフトがプリインストールされていること
LAN	100BASE-TX/10BASE-T 内蔵
インターフェイス	USB2.0 (Hi-Speed モード対応) × 4、パラレル × 1、PS/2 × 1、 外部モニタ出力 (アナログ) × 1、ビデオ出力 (Sビデオ端子) × 1
保証	1 年間以上の引き取り修理及びパーツ保証
環境配慮	津市グリーン購入の指針に基づき下記について満たしていること ・「グリーン購入法」に適合した製品であること ・再生材料または、再生しやすい材料を使用したもの ・回収・リサイクルシステムが確立しているもの ・国際エネルギースタープログラムの対象製品であること

(3) ビデオカメラ

HDD	30GB 以上
信号方式	NTSC 日米標準信号方式 SD-VIDEO 規格準拠
動画/音声記録・再生方式	MPEG-2 PS/Dolby Digital

撮像素子	1/2.5 型・総画素数 537 万画素 CCD
ズーム倍率	動画・静止画ともに光学 10 倍以上
手振れ補正	光学式または電子式
液晶モニタ	2.7 型（11.2 万画素）以上
入出力端子	USB2.0/S 端子入出力/AV 入出力/外部マイク入力
保証	1 年間以上の引き取り修理

賃貸借契約書(案)

津市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、下記の条項により、津市地域ICT利活用モデル構築事業において使用するテレビ会議システム機器及び付属設備並びに関連パソコン機器等(以下「機器等」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、津市地域ICT利活用モデル構築事業において使用するテレビ会議システムを稼働させ、利活用するために必要な機器及び利活用するために必要な機器等の賃貸借を行うものである。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成20年2月1日から平成22年3月31日までとする。この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は、履行期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、甲の議会の議決があったときに効力を生ずるものとする。

(条件付解除条項)

第4条 甲は、この契約の締結の日の属する年度以降において、甲の歳入歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更し、または解除することができる。

(契約対象物件等)

第5条 契約対象物件は、仕様書別添「賃貸借物件一覧」のとおりとする。また、設置場所等については追って甲より指示するものとする。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、月額金_____円(内消費税及び地方消費税額_____円)とする。

2 使用の開始、もしくは、解除の月において、機器等の賃貸借期間が一月に満たないとき、又は、乙の責めに帰すべき理由により機器等を使用できなかった期間があったときは、使用不可能日数に応じて賃貸借料は日割計算とする。ただし一月は、30日として計算する。

3 前項の規定による日割計算によって端数が生じたときは、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(賃貸借料の請求)

第7条 乙は、各月分に係わる賃貸借料等の支払を翌月1日以降に甲に請求するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 甲は、乙から前条による適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に第6条の賃貸借料を乙に支払うものとする。

2 甲は、所定期間内に契約金額を支払うことができないときは、当該期間満了の日から支払をする日までの日数に応じ、未払代金に対し、津市契約規則(以下、「規則」という。)第34条第3項に規定された率により計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(機器等の所有権)

第9条 機器等の所有権は乙に帰属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、

管理しなければならない。

2 甲は、機器等が乙の所有であることを示す表示等を損するなど機器の現状を変更するような行為をしてはならない。

3 この機器等を流通する一切のデータに関する所有権は、すべて甲に帰属するものとする。
(設置場所の変更)

第10条 甲は、甲の都合により第5条に定める設置場所を変更する場合は、予め乙に通知しなければならない。この場合において、機器等の設置場所の変更は乙が実施するものとする。

なお、この場合に要する費用は、一切の経費は乙が負担するものとする。

(情報の提供等)

第11条 乙は、機器等の機能の付加、改良又は修正に関する情報を得た場合においては、遅滞なく甲に通知しなければならない。

(搬入、搬出料金)

第12条 機器等の搬入、搬出及び設置に要する一切の経費は乙の負担とする。

(保険)

第13条 乙は、機器等につき乙の費用で動産総合保険に加入する。

2 乙は、甲が故意又は重過失によって機器等に損害を与えた場合は、その賠償額を甲に対して請求することができる。ただし、その賠償額の算定に当たっては、甲乙協議してこれを定めるものとする。

3 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、当契約の履行に際し知り得た一切の甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約期間終了後も同様とする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金として契約金額の100分の10を請求することができる。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 正当な理由なくして、乙から契約解除の申し入れがあったとき。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる事項に該当したとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合は、乙は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(機器等の取り替え)

第16条 契約期間中において第5条の契約対象物件が賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、乙は、速やかに当該契約対象物件と同範囲で本契約の目的に適合する物件と交換しなければならない。

2 前項にかかる一切の経費は、乙の負担とする。

(危険負担)

第17条 第13条第2項以外の理由により生じた機器等についての損害は、乙の負担とする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 正当な理由なくして、甲から契約解除の申し入れがあったとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合は、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(費用負担)

第19条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に要する費用は乙の負担とする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を所轄する裁判所にて行うものとする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号
津市
津市長 松田 直久

乙

競争入札参加者心得

津 市

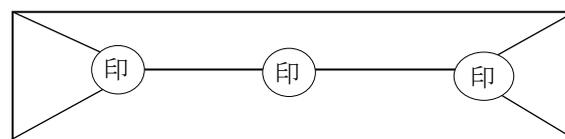
1 入 札

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札書の記載等

- (1) 入札書には、日付・商号・代表者名・押印（競争入札参加者名簿登録業者にあつては、入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）等を鮮明に表示すること。
 - (2) 入札書の金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。
 - (3) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする場合は、入札前に委任状もしくは入札者確認票を提出すること。
 - (4) 入札書を封入する封筒には、次のとおり記載及び届出印または入札代理人の印を押印すること。
- (表) (裏) 貼合わせ部分（3ヶ所）に封印

入札書在中
(あて先)津市長
件 名 ○○○○○
社 名 ○○○○○



3 無効入札

- 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
 - (2) 入札保証金を所定の日時までに納付しないで行った入札
 - (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
 - (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
 - (7) 委任状もしくは入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
 - (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
 - (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
 - (10) 再度入札において、前回一番札金額以上の金額が記載された入札
 - (11) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

4 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札（原則として2回）を行う。この場合において、前項の無効入札をした者を除くことがある。

なお、入札金額の読み上げは、場合によって上位何者かに限定することがありますので御承知ください。

5 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤（総価で決定するときはその総価、単価で決定するときはその単価の桁違い）であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

6 入札の取りやめ等

入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等により公正な入札の執行を確保することができないと認められるときは、入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 入札者

入札者の入室は、原則一名に限ります。

8 入札時間の厳守

指定した時間までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができませんので御承知ください

9 注 意

無断欠席の場合は、今後の指名に影響しますので入札時刻までに情報企画課まで連絡してください。

津市選挙管理委員会告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成19年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,628人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,567人 |
| 3 | 3分の1の数 | 77,133人 |

津市選挙管理委員会告示第130号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成19年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
1人	0人	1人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成19年12月1日

津市選挙管理委員会告示第131号

平成19年12月6日執行の雲出井土地改良区総代会総代補欠選挙（第5選挙区）において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成19年12月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

氏名	住所
奥山 衛	津市高茶屋一丁目31番9号
北山 幹雄	津市高茶屋小森町1233番地

津市選挙管理委員会告示第132号

平成19年12月6日執行の雲出井土地改良区総代会総代補欠選挙（第5選挙区）において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成19年12月7日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

氏名	住所
奥山 衛	津市高茶屋一丁目31番9号
北山 幹雄	津市高茶屋小森町1233番地

津市監査委員告示第10号

平成19年10月18日に提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査を行った結果、同年12月10日に下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成19年12月14日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	平	岡	益	生
同	永	田		正
同	山	中	利	之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成19年10月18日に受理した。

2 請求人

三重県津市 田 中 守

3 請求の概要

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成19年11月15日に聴取した。

(1) 請求の要旨

津市長松田直久（以下「市長」という。）は、「野田池、天神川清掃業務委託」（以下「本件業務委託」という。）について、平成18年4月26日付けで、野田池水利組合（津市高茶屋三丁目25番6号 日々野富三組合長（当時。以下「水利組合」という。））との間で、「野田池、天神川清掃業務委託契約」（以下「本件契約」という。）を随意契約により締結したが、本件契約の締結及び履行は違法・不当であるので、本件契約に基づき支出した委託料（以下「本件委託料」という。）は違法な公金の支出に当たる。

(2) 違法とする理由

本件契約の締結及び履行が違法・不当であるとする理由は、次のとおりとしている。

ア 本件業務委託の架空性について

本件契約書における委託場所が「津市久居野村町地内」となっているが、同地内には野田池、天神川が所在しないことから、本件業務委託は架空の業務である。

イ 管理主体に係る違法性について

農業用ため池である野田池は、三重県が管理する河川区域若しくは市が管理する準用河川にも指定されていないことから、野田池及びそれに係る水路並びに天神川の維持管理は利水者である水利組合が行うべきであり、市がその管理業務を行うことは、法的根拠を欠くものである。

ウ 随意契約の違法性について

本件契約は、随意契約により締結されているが、随意契約に係る法令の趣旨を逸脱しており、「津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち2人以上の者から見積書を徴さなければならない」旨定める津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「契約規則」という。）第10条にも違反している。

エ 本件委託料の不当性について

本件業務委託は、久居市（当時。以下同じ。）が昭和57年頃から委託し、合併後の津市もこれを承継しているが、長年、本件委託料を支払い続ける理由は、久居市野村町地域の住宅団地開発に伴い、久居市が、一級河川雲出川流域となっていた同地域の排水を、農業用ため池である野田池に流入させるための工事（請求人はこれを「流域変更」という。以下同じ。）を実施したことによる補償又は賠償の意図によるもので、本件業務委託は形式に過ぎないと推測され、毎年同額を支払い続けている本件委託料は、公金の支出としては極めて不当なものである。

オ 本件業務委託に係る履行上の不当性について

水利組合から業務完了後に提出された業務実績報告書の内容は、本件業務委託の委託場所に係る図面の内容と食い違っており、水利組合による業務実績は、本件業務委託の内容と一致せず、また、水利組合は本件委託料の一部を、更に下流の天神川水利関係者に支払っており、不当である。

カ 流域変更の不当性について

久居市による流域変更は、下流の二級河川天神川の管理者である三重県知事との協議をせず、久居市の独断でなされたもので、下流域の洪水の原因となっており、三重県の河川改修計画（二級河川相川広域基幹河川改修事業に係るものをいう。以下同じ。）にも反映されておらず、当該

計画の実施に伴う効果に悪影響を及ぼすものであり、不当である。

(3) 市が被った損害及び損害を被ることの予測

市は、本件委託料支出相当額49万5千円の損害を被った。また、平成19年度に締結した本件業務委託契約(以下「平成19年度契約」という。)についても、同様の趣旨から、当該委託料相当額49万5千円の損害を被ることが予測される。

(4) 求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、次のとおり勧告するよう、請求するものである。

ア 市長は、流域変更により変更された流域を、元の雲出川流域に戻すための措置を講じよ。

イ 市長は、松田直久に対し、市が被った損害49万円5千円を補填させるための必要な措置を講じるとともに、平成19年度契約の履行を差止め、以降本件業務委託を取り止めよ。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項は、次のとおりとした。

- (1) 本件契約の締結及び履行が、違法若しくは不当な契約の締結及び履行に当たるか否か。
- (2) 流域変更に係る請求人の主張が、住民監査請求の対象となるか否か。

2 監査対象部局

本件監査請求に係る部局として、久居総合支所建設課(以下「建設課」という。)及び下水道部河川課(以下「河川課」という。)その他関係部局を監査の対象とし、建設課関係職員及び本件契約締結当時建設課長であった波多野隆生(以下「前建設課長」という。)の陳述を聴取するとともに、関係資料の提出を受けた。

3 監査対象部局の陳述

平成19年11月15日に、久居総合支所において、建設課関係職員及び前建設課長の陳述を聴取したところ、その要旨は次のとおりであった。

(1) 本件業務委託の架空性について

昭和45年から昭和46年当時、久居団地が造成されるまでは、久居市野村町地域の水田の排水は野田池に流入しており、その後、久居市の住宅団地誘致による久居第1団地が造成されるなど、同地域の市街化に伴い、

生活排水が野田池及び天神川に流入するようになったことから、従来、「久居市野村町地内」という表現を使用してきたものと思われ、本件契約書の記述は、その例に倣ったものであり、架空の業務ではない。

(2) 管理主体に係る違法性について

野田池は農業用施設であるものの、久居野村町地域の生活排水が流入する野村第1号雨水幹線の流末施設として調整池の機能も有していることから、本市も野田池の利用者であり、その維持管理に係る経費を負担する立場にあると言え、管理主体たる法的根拠を欠くものではない。

(3) 随意契約の違法性について

本件契約は、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に締結することができる、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第7号による随意契約（以下「7号随契」という。）として締結したが、久居市は、平成14年に本件業務委託について水利組合と覚書を締結していたことなどから、平成19年度契約は、「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」に締結することができる、同項第2号による随意契約（以下「2号随契」という。）として締結したもので、これらの契約は、法令の趣旨に反するものではない。

さらに、「2人以上の者から見積書を徴さなければならない」との主張については、契約規則第10条第1項ただし書及び第2号は「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」は、1人の者から見積書を徴することができるとしており、契約規則に反するものではない。

(4) 本件委託料の不当性について

前述のとおり、野田池は、農業用利水のみならず久居野村町地域の排水の調整池としての機能も有し、同地域の浸水対策上、必要不可欠な施設であることから、本件業務委託は、野田池及びそれに係る水路並びに準用河川である天神川の清掃業務の一部として行うものであり、その経費として支出する本件委託料は、不当ではない。

(5) 本件業務委託に係る履行上の不当性について

本件業務委託は、前述のとおり、野田池及びそれに係る水路並びに準用河川である天神川の清掃業務の一部を委託しているものであるが、水利組合から提出された業務実績報告書は、本件業務委託に係るもののほか、水利組合による野田池に係る農業用施設全体の維持管理業務に係るものを総括して報告されたものであり、不当な事実はない。

また、「水利組合が本件委託料の一部を、更に下流の天神川水利関係者に

支払っている」とする主張については、一般的な委託契約においても一部の再委託は可能である。

(6) 流域変更の不当性について

請求人は、久居市野村町地域の排水が「一級河川雲出川流域であった」ことを前提に、不当性を主張しているが、昭和41年当時の図面、昭和45年前後の航空写真及びため池台帳を見ると、野田池は、旧来より久居市野村地域の農業用排水路の末端に位置していることが確認できる。そして、昭和57年頃久居市の実施した工事は、野村第1号雨水幹線の下流部に簡易浄化施設を設けるなどの工事で、流域変更を伴うようなものではなく、久居市による流域変更の事実はない。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件業務委託に関し、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 野田池及びそれに係る水路

野田池及びそれに係る水路の状況は、次のとおりである。なお、関係位置図を別添「野田池及び天神川周辺図」に示す。

ア 野田池

野田池の不動産登記事項証明書によると、野田池は、津市高茶屋小森上野町字野田1番及び2番に所在し、地目は「ため池」で、総面積は18,233平方メートルであり、昭和51年に津市（当時）に所有権登記されている。

本市農林水産部農業基盤整備課が調製する「農業用施設調査票」の主な記載事項は、次のとおりである。

【農業用施設調査票の主な記載事項】

施設名称	野田池
所在地	津市高茶屋小森上野町
水系河川	相川
管理者	野田池水利組合
取水目的	かんがい用
集水面積等	(集水面積) 29.5ヘクタール (貯水量) 24,000立方メートル
受益面積等	(受益面積) 14.0ヘクタール (受益戸数) 47戸

農業用施設調査票には図面が添付され、集水面積に係る区域が久居野村町地域であることが示されている。

イ 水路

本件契約の締結に際し作成された「野田池清掃業務委託内訳表」（以下「業務委託内訳表」という。）には、水路の清掃業務場所を示した位置図（以下「業務委託位置図」という。）が添付されており、そこには、天神川上流部から野田池堤体部に沿って、国道165号を横断し南西に延びる総延長200メートルの「排水路」（以下「本件排水路」という。）である旨記載されている。ただし、公図及び国有財産譲与対象法定外公共物特定図（以下「公図等」という。）を確認したところ、公図等に表示される水路の位置と本件排水路の位置の一部に一致しない箇所があった。

また、本件排水路は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。）の施行に伴い、津市（当時）が国から譲与を受けた法定外水路（河川法（昭和39年法律第167号。以下「河川法」という。）の適用を受けない水路をいう。以下同じ。）である。

（2）天神川

河川課が調製する「河川現況台帳調書」によると、天神川は、その上流部に野田池が所在し、野田池から下流190メートルまでが、河川法第100条第1項の規定に基づき津市長（当時）が指定した、いわゆる「準用河川」（以下「準用河川」という。）で、更にその下流部が同法第5条に基づき三重県知事が指定した「二級河川」となっている。

準用河川に指定された天神川（以下「天神川」という。）に係る河川現況台帳調書の主な記載事項は、次のとおりである。

【河川現況台帳調書の主な記載事項】

河川名	天神川
水系名	相川
指定年月日	昭和50年10月6日
区間	（上流）野田池 （下流）左岸 津市高茶屋小森上野町野田 市道小森3号線 右岸 津市高茶屋小森町野田808
延長	0.19キロメートル

（3）本件契約の締結

前建設課長は、平成18年4月26日付で「野田池、天神川清掃業務委託契約の締結について（伺い）」（以下「本件契約決裁文書」という。）及び

支出負担行為伺書を決裁し、同日付けで、委託者を本市とし、受託者を水利組合とする本件契約を締結した。契約方法は「地方自治法施行令第167条の2第7号により随意契約とする」（本件契約決裁文書）としている。なお、津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）第5条は、契約に係る予定価格の決定に関する事、工事又は製造の請負に係る調査等以外の委託料の支出負担行為及び執行に関する事、50万円未満のものは、課長の専決事項としていることから、本件業務委託に関し、前建設課長が契約担当者となり、本件契約の締結につき、専決権を行使したものである。

本件契約書の主な内容は、次のとおりである。

【本件契約書の主な内容】

委託業務名	久建第1-17号 野田池、天神川清掃業務委託
委託場所	津市久居野村町地内
期間	契約締結日から平成19年3月10日まで
業務委託料	49万5千円
業務の内容	<p>ア 受託者は、業務委託料をもって委託業務を完了させなければならない。</p> <p>イ 業務に必要な用具は、受託者が負担するものとする。</p> <p>ウ 業務は、少なくとも年2回以上実施するものとする。また、契約締結後、速やかに業務計画書を提出するものとする。</p> <p>エ 受託者は業務完了後、速やかに完了届を委託者に提出するものとする。</p>

本件契約の締結に際し、水利組合から平成18年4月26日付けで見積書（見積金額49万5千円（消費税含む。））を徴取しているが、建設課が本件業務委託設計書として作成した「総括情報表」（以下「総括情報表」という。）を見ると、設計内訳表の本工事費は「浚渫工」（排水路清掃一式）として、その明細には「側溝清掃工（人力）」（数量390メートル）及び「残土処理2トントラック」（数量108立方メートル）が記載され、工事原価に一般管理費等を加えた工事価格は76万円とし、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額79万8千円を設計金額としている。

（4）本件契約の履行

平成18年4月27日付けで、水利組合から「業務計画書」（以下「業務計画書」という。）が提出され、前建設課長は、同日付けで收受した。業務計画書の主な業務内容は、次のとおりである。

【業務計画書の主な内容】

実施月	事業実施計画の内容
4月	天神川除草、掘浚え 20人×1日（備考欄に「町屋水利組合へ委託」の記載有り。）
5月	保守点検
6月	水引き
7月	野田池第1期清掃 30人×1日
8月	水引き
9月	除草、溝浚え、ごみ収集 35人×1日
10月	保守点検
11月	野田池第2期清掃 30人×1日
12月	不燃物収集作業

平成19年3月9日付けで、水利組合から「委託業務完成報告書」（以下「業務完成報告書」という。）が提出され、前建設課長は、同日付けで收受した。業務完成報告書の主な業務内容は、次のとおりである。

【業務完成報告書の主な内容】

実施月	実施業務の内容
4月	天神川除草、掘浚え 20人（備考欄に「町屋」の記載有り。）
5月	保守点検 4人
6月	水田に水を引くための水路の除草、清掃 35人（備考欄に「小森山」等の記載有り。）
7月	池の清掃 30人（備考欄に「小森山」等の記載有り。）
8月	水田に水を引くための水路の除草、清掃 35人（備考欄に「小森山」等の記載有り。）
9月	水草除草、堀浚え、池清掃 35人（備考欄に「小野辺」の記載有り。）
10月	保守点検 4人
11月	池の清掃 30人（備考欄に「小森山」等の記載有り。）
12月	不燃物及びゴミ収集 11人（備考欄に「小野辺」の記載有り。）

業務完成報告書の提出を受け、前建設課長は、平成19年3月12日付けで「委託業務完成認定書」（以下「業務完成認定書」という。）を決裁の上、同日付けで、支出命令書を決裁した。本件委託料は同月22日に水利組合に支出された。

業務完成認定書には、本件業務委託に係る実施場所を朱色着色で示した「位置図」（以下「業務完成位置図」という。）が添付されていたが、その

実施場所は本件排水路及び天神川のほか、野田池本体及び下流の法定外水路及び法定外道路（道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路をいう。）を含むものであった。

(5) 本件業務委託の経緯

建設課に対し、本件業務委託の経緯に関する公文書の提出を求めたところ、関連する公文書が複数存在した。その主なものは次のとおりである。

ア 「野田池清掃補助金交付について」(昭和55年4月20日付 久居市長あて野田池土地改良区理事長文書)

この文書には、「野田池清掃補助金交付申請書」が添付されており、申請書の主な内容は、「野田池土地改良区が用水確保のため管理する野田池及び用排水路には、最近久居町の都市排水が流入して、ドブ池化するため、当改良区が毎年清掃を行っているが、人件費が高いため維持管理が相当多額になるので、貴市に清掃費の補助金を交付されたく申請する」とし、その明細として「野田池清掃費20万4千円（3千円×34人×2回）、用排水路清掃費10万2千円（3千円×34人） 計30万6千円」であるとしている。ただし、この申請に対する応答文書は綴られていなかった。

イ 「委託契約書」(昭和56年10月1日付 委託者／久居市 受託者／野田池土地改良区)

この契約書の主な契約内容は、次のとおりであり、業務委託料の額を除き、本件契約とほぼ同一の内容となっている。

【委託契約書の主な契約内容】

委託業務名	野田池、天神川清掃業務
期 間	昭和56年10月1日から昭和57年3月25日まで
業務委託料	30万円
業務の内容	(ア) 受託者は、業務委託料をもって委託業務を完了させなければならない。 (イ) 業務に必要な用具は、受託者が負担するものとする。 (ウ) 業務は、少なくとも年2回以上とし、業務計画書を提出するものとする。 (エ) 受託者は業務完了後、速やかに業務実績報告書を委託者に提出するものとする。

ウ 「要望書」(久居市長あて水利組合長文書 平成12年2月21日付收受印)

要望の内容は、「近年の急激な都市化に伴い、貴市から著しい生活排

水の増加による汚濁及びカン、ビン、ビニール、ペットボトル等の流入があり、野田池及び用排水路の維持管理経費が大幅に増大している。また、大雨等の増水により、土砂等が流入し、用排水路の埋没が発生し、機械による浚渫、土砂運搬のためのトラックの借上げ等に係る経費が年々増加している。については、諸物価の高騰及びごみ流入の増大により、現行の管理費では維持管理が困難な状況に陥っているため、野田池及び用排水路の清掃補助金を、現行35万円から70万円に増額をお願いする」としている。

エ 「報告書 野田池堤体工事の負担金について」(平成12年11月2日付 建設産業部建設課河川係長報告。久居市助役決裁)

この報告書は、野田池の堤体が浸食しているとの連絡を受けた久居市の職員が、津市(当時)と久居市の復旧工事費の負担割合を検討した際の報告書であるが、その検討に際し経過をまとめた文書が編さんされている。

その主な内容は、「野田池及びその下流の天神川には、野村第1号雨水幹線及び宮池雨水幹線が流入している。野村第1号雨水幹線は、常時内径800ミリメートルの管で天神川に流出しており、増水すると野田池に越流する構造となっている。宮池雨水幹線は、久居第2団地の道路に埋設されている内径350ミリメートルの管で野村第1号雨水幹線に合流しており、増水時は直接野田池に流出する構造になっている。野田池は津市の農業用ため池であるが、久居市の排水の調整池としての機能も併せ持っているため池である」とし、更に「昭和42年1月に、排水路改修による野田池の被害補償は久居町が負担することを定めた覚書が、野田池土地改良区と久居町の間で交わされており、その経過は不明であるが、久居団地造成に起因していると考えられ、昭和56年頃、久居第2団地造成に伴い、三重県土地開発公社が野田池の浚渫、野田池下流部の水路改修をし、久居市は、水質悪化を防ぐため、野村第1号雨水幹線の下流部に簡易浄化施設を設け、越流水路についても改修している」旨記載されている。

オ 「野村第1号雨水幹線排水路改良事業の施行に伴う覚書の締結について(伺い)」(平成14年6月21日付 久居市長決裁)

この決裁文書は、野村第1号雨水幹線排水路改良事業の施行に際し、本件業務委託と思われる「野田池・天神川清掃業務委託費」について、平成15年度から委託料を増額することなどを内容とする覚書(以下「平成14年覚書」という。)を、水利組合との間で締結するもので、その内

容は概ね次のとおりである。

【平成14年覚書の主な内容】

目 的	野村第1号雨水幹線排水路改良事業(この表中において「事業」という。)を施行し、同排水路の円滑な排水を行うこと。
事業の実施	事業は、平成14年度に久居市が施行し、当該排水路の維持管理は久居市において行うものとする。
事業費用の負担	事業に要する費用は、久居市が負担する。
本件業務委託の締結	事業の実施に伴い、清掃経費が増大することから、「野田池・天神川清掃業務委託費」を、現行の35万円から50万円に増額変更する。この増額変更は平成15年度からとする。

この決裁文書に添付された、「経過」と題された文書を見ると、野村第1号雨水幹線排水路改良事業は、同排水路内に設置された簡易浄化施設(前記エ参照)付近の「排水が停滞し、蚊の発生源となり、衛生的に悪い状態となっている」ことから、これを解消するため、水利組合と協議の上、当該施設の撤去工事等を行うものであった。そして当該事業の施行に際し、水利組合から、「今回の改修工事を実施することにより、下流の業務が増大する、とのことであり、野田池・天神川清掃業務委託費を、平成15年度から、35万円を50万円に増額してほしいと強い要望があった」とした上、当該施設の撤去に伴い、久居市における当該施設清掃費40万円相当(年額)が不要となり、当該委託費増額分15万円との差額「25万円の経費削減となる」とし、本件業務委託について、「平成15年度から50万円の業務委託として行い、水利組合と覚書を締結したい」旨記され、平成14年覚書は同年6月21日付で締結された。

2 結論

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述のほか、監査対象部局等の陳述及び提出を受けた資料並びに関係人の陳述等を総合的に監査したところ、以下のとおり判断した。

(1) 本件業務の架空性について

「本件業務委託は架空の業務である」とする主張は、認めることができない。

(2) 管理主体に係る違法性について

「市が野田池及びそれに係る水路並びに天神川の維持管理業務を行うこ

とは、法的根拠を欠くものである」とする主張は、認めることができない。

(3) 随意契約の違法性について

本件契約の締結が「随意契約に係る法令の趣旨を逸脱し、契約規則にも違反している」とする主張は、認めることができない。

(4) 本件委託料の不当性について

本件委託料は「毎年同額を支払い続けており、公金の支出としては極めて不当なものである」とする主張は、認めることができない。

(5) 本件業務委託に係る履行上の不当性について

「水利組合による業務実績は、本件業務委託の内容と一致せず、水利組合は本件委託料の一部を、更に下流の天神川水利関係者に支払っており、不当である」とする主張は、認めることができない。

(6) 流域変更の不当性について

流域変更に係る主張は、適法な監査請求であるとは認めることができない。

(7) 市が被ったとする損害の補填等を求める措置請求について

以上のとおり、請求人の主張は、いずれもこれを認めることができないのであり、よって、契約担当者である前建設課長及びその指揮監督権者である市長について求める措置請求は、これを認めることができない。

3 結論に至った理由

上記の結論に至った理由は、以下のとおりである。

(1) 本件業務委託の架空性について

請求人の主張にあるように、本件契約書には、委託場所が「津市久居野村町地内」と記載されており、これは本件排水路及び天神川の所在地と異なる記載であることは事実であるが、業務委託位置図、業務完成報告書及び業務完成認定書の記載内容を見ると、本件業務委託が、本件排水路及び天神川の清掃を目的としたものであると認められ、前建設課長らが、「従来、久居市野村町の排水が野田池及び天神川に流入していることから、久居市野村町地内の表現を使用してきたものと思われ、本件契約書の記述は、その例に倣ったものである」とする陳述内容にも不合理な点は見受けられないことから、「架空の業務である」とする請求人の主張は、根拠を欠くものとして認めることはできないと判断した。

(2) 管理主体に係る違法性について

請求人は、「農業用ため池である野田池は、市が管理する準用河川に指定されていないことから、野田池及びそれに係る水路並びに天神川の維持管理は利水者である水利組合が行うべきであり、市がその管理業務を行うこ

とは、法的根拠を欠くものである」として違法性を主張する。そこで、まず、本件排水路について判断すると、請求人が主張するように、確かに野田池及び本件排水路は準用河川には指定されていないが、本件排水路は、地方分権一括法の施行に伴い、国から津市（当時）へ譲与されたもので、譲与後の法定外水路は、法第238条第4項に定める行政財産であると解される。そして、行政財産の管理権は、法第149条第6号に基づき普通地方公共団体の長に属していることから、長が法定外水路の管理上必要な業務を第三者に委ねることは、その裁量判断により決定されるべきものである。

前記確認した事実によれば、本件業務委託は、野田池が久居野村町地域の排水の調整池としての機能も有することから、野田池及びそれに係る水路並びに天神川の汚泥等清掃業務の一部として行うものであると認められ、前建設課長が専決権に基づき本件契約を締結したことに、著しい不公正若しくは法令違反が伴うとは言えず、契約担当者としての裁量権の行使において逸脱があったと認めることはできない。よって、本件業務委託が「法的根拠を欠く」とする主張は認めることができないと判断した。

次に、天神川については、前記確認した事実のとおり、野田池から下流190メートルまでが、河川法第100条第1項の規定に基づき津市長（当時）が指定した準用河川であり、本件業務委託はこの準用河川たる天神川を業務の対象としている。そして、同項で準用する第10条第1項は、準用河川の管理者は当該河川の所在市町村の長であると定めていることから、本件排水路に係る判断と同様に、請求人の主張は認めることができないと判断した。

（3）随意契約の違法性について

請求人が「本件契約は、随意契約に係る法令の趣旨を逸脱している」と主張することについて、法第234条は、売買、賃借、請負その他の契約をする場合の契約締結の方法として競争入札を原則とし、その例外として令第167条の2第1項各号に定める事由に該当する場合に限り、随意契約の方法により契約を締結することができる旨を定めている。

普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から競争入札を原則とするが、契約の目的、内容に照らし合理的な場合は随意契約によることが可能であり、普通地方公共団体の事務の執行が、様々な事情の下、多種多様な個別的、具体的事情を総合的に考慮して遂行されるものであることからすると、同項各号に定める事由に該当するか否かは、当該

契約の種類、内容、性質及び目的等諸般の事情に照らし、当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが妥当である。

そこで、本件契約の締結について判断すると、本件契約決裁文書は、本件契約の方法を7号随契としており、7号随契は「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に締結することができるものであり、本件業務委託においては、その設計金額を79万8千円と定め、これを水利組合から徴した見積金額49万5千円と比較した結果から「著しく有利である」と判断したものと考えられる。

しかし、前記確認した事実によれば、平成14年覚書は、平成15年度以降における本件業務委託の相手方も水利組合であることを前提として締結され、以降、水利組合に委託されてきたが、平成19年度契約においては「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合に締結することができる、2号随契で締結されていることから、本件契約の相手方は水利組合を特定したものであり、2号随契に係る適法性の是非を判断することが合理的である。

本件業務委託は、水路等清掃業務を内容としていることから、競争入札の方法による契約の締結が不可能又は困難とは言えないが、地域事情に精通した野田池の受益者たる水利組合を契約の相手方に行われてきたことなどの経緯を踏まえると、必ずしも不特定多数の者の参加を求める競争原理に基づいて相手方を決定することが適当でないと判断したことに著しい不合理があるとは言えず、また、本件業務委託に係る設計金額を定め、これを水利組合から徴した見積金額と比較するなど、随意契約に際しての価格の有利性に係る調査検討を怠っているとも認められない。

これらのことを併せ考えると、契約担当者である前建設課長が、本件契約の目的、内容等に照らし、本件契約の相手方として水利組合を選定し、契約を締結する方法をとったことは、合理的な裁量判断により決定されたものと解するのが相当であり、例え、競争入札の方法による契約の締結が不可能又は困難とは言えないとしても、本件契約の締結は「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合に該当すると解するのが妥当である。

さらに、請求人は、本件契約は「津市競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち2人以上の者から見積書を徴さなければならないとする契約規則第10条(第1項)にも違反する」とも主張するが、同条第2項は「契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき」などは、その制限を解除していることから、本件契約締結の違法性の論旨として採

用することはできない。

(4) 本件委託料の不当性について

請求人は、「本件委託料は補償又は賠償の意図によるもので、毎年同額を支払い続けており、公金の支出としては極めて不当なものである」と主張するが、次のとおり本件委託料の不当性について判断する。

本件業務委託の経緯を見ると、平成14年度までは毎年度それぞれ30万円若しくは35万円を、平成15年度以降は毎年度それぞれ49万5千円を委託料として支出していたことは事実であるが、本件委託料の不当性の是非は、本件委託料が、本件業務委託の目的及び内容に照らし価格の妥当性を欠くなど、市に損害を生じせしめるような不合理な事実があるか否かについて判断すべきである。

前建設課長は、本件契約の締結に際し、総括情報表等により設計金額を79万8千円と定め、これを従来の委託料の価格49万5千円と比較した上、設計金額より安価な49万5千円を本件委託料の価格と定めていると認められることから、市に損害を生じせしめるような不合理な事実があるか否かについては、当該設計金額の積算に著しく適正を欠く事由があり、これを適正に積算した場合に、当該設計金額が本件委託料の価格を下回るような事由があるか否かにより判断すべきであり、よって、この点について判断することとする。

本件業務委託の委託料の積算に当たり、設計金額の基礎的要素となるのは、本件排水路及び天神川の堆積汚泥処理量であり、総括情報表等は、当該処理量を108立方メートルとしているが、この処理量を実地に確認するため、平成19年11月15日に、本件排水路及び天神川を踏査することにより、汚泥堆積量を推計し、これをもとに参考となる設計金額（以下「参考設計金額」という。）を積算の上、本件委託料との比較を行った（汚泥堆積量を推計するための計測は、同月9日に、監査事務局職員2人が、建設課職員2人の協力を得て行った。）。

なお、実地踏査は、本件業務委託の履行日から相当の期間を経過しており、現地の状況は本件契約の締結時から変化しているが、平成19年度契約に係る本件業務委託は実地踏査時点で未履行であることから、現況が本件契約の締結時に近いものであると判断して行った。実施踏査結果の概要は、次のとおりである。

【実施踏査結果の概要】

場 所	調 査 結 果 の 概 要
-----	---------------

天神川	天神川は、延長約190メートルで、総延長を概ね50メートルごとに区切り、数箇所の水路幅、汚泥堆積の厚み等を計測し、汚泥堆積量を算出すると、約20.5立方メートルとなる。
本件排水路	<p>ア 特記事項</p> <p>業務委託位置図には、野田池堤体部と津市高茶屋小森上野町字野田3番・4番の土地の境界に沿うように本件排水路が設置されているよう示されるものの、この部分には水路は設置されておらず（以下、当該水路を「不存在水路」という。）、実際には同町字野田4番と5番の土地の間及び津市高茶屋小森町字野田1801番1・同1800番1と同1802番1・同1799番の土地の間に設置されていた（以下、当該水路を「業務委託位置図外水路」という。）。また、国道165号を横断し、南西に延びる水路（横断部を除く。以下「本件排水路（南西部分）」という。）については、一部土砂に埋まっていたことから、その部分を除く延長を計測したところ、約18.7メートルであった。</p> <p>イ 汚泥堆積量</p> <p>まず、本件排水路のうち、本件排水路（南西部分）を除く部分について、業務委託位置図外水路は、業務完成位置図の実施場所に含まれることから、不存在水路を除き、業務委託位置図外水路を含む天神川上流部から国道165号までに至る間設置されている水路の総延長を適宜区切り、数箇所の水路幅、汚泥堆積の厚み等を計測し、汚泥堆積量を推計すると、約56.2立方メートルとなる。次に、本件排水路（南西部分）について、延長約18.7メートルの起点と終点の水路幅、汚泥堆積の厚み等を計測し、汚泥堆積量を推計すると、約8.7立方メートルとなり、本件排水路の総汚泥堆積量は約64.9立方メートルとなる。</p>

実地踏査の結果、本件排水路の位置に誤りがあることについて、前建設課長らの陳述を聴取したところ、「地図上において水路を特定したことによる事務処理上のミスである」とされたが、このようなずさんな事務処理は批判を免れないものの、実地踏査で計測した数値（水路総延長396.7メートル、汚泥処理量85.4立方メートル）をもとに、参考設計金額を

積算したところ、69万8,250円（消費税含む。）となり、本件委託料は参考設計金額との比較においても3割程度安価な価格となることから、本件委託料に、市に損害を生じせしめるような不合理な事実があるとは認められない。

よって、本件委託料が従前の価格と同額であることを理由として、請求人が「本件委託料は不当である」とする主張は、根拠を欠くものであり、これを認めることができないと判断した。

（5）本件業務委託に係る履行上の不当性について

まず、「水利組合による業務実績は、本件業務委託の内容と一致しない」ことの不当性について判断する。請求人は、「業務完成報告書の内容は、本件業務委託の委託場所に係る図面の内容と食い違っている」ことを指摘しているが、確かに業務完成認定書に添付された業務完成位置図に示される業務実施場所は、本件排水路及び天神川のほか、野田池本体及び野田池に係る他の法定外水路等を含むものであることは事実である。

この事実関係について確認するため、法第199条第8項に基づき、平成19年11月15日に、水利組合長及び本件契約の締結・履行時に水利組合長の職にあった者（以下「関係人」という。）の陳述を聴取した。

関係人は、請求人の指摘について、「水利組合の活動は、委託場所の排水路及び天神川の清掃活動に限らず、野田池に係るその他の水路及び農道の清掃・除草業務を自主的に実施しており、業務完成報告書は、この自主的な活動を含めて報告したものである」旨陳述され、この陳述内容は、業務完成報告書の内容に照らし、不合理な点は見受けられないことから、例え業務完成位置図に示された業務実施場所が、本件業務委託の対象とされた本件排水路及び天神川以外の野田池に係る水路等が含まれていたとしても、そのことを理由として、本件業務委託の履行上の不当性を指摘することはできない。

さらに、関係人に、本件排水路及び天神川の堆積汚泥等処理業務の履行状況を質したところ、「平成18年7月及び9月に実施した」と説明され、それを確認し得る写真はないものの、汚泥処理方法を具体的に説明されるなど、その陳述内容に著しく不合理な点は認められなかったことから、「水利組合による業務実績は、本件業務委託の内容と一致しない」とする請求人の主張は、認めることができないと判断した。

次に、請求人が「水利組合は本件委託料の一部（20万円）を、更に下流の天神川水利関係者に支払っている」と主張することについて判断すると、建設課が保存する文書の中に、そのことをうかがえる文書は存在する

ものの、当該文書は、昭和56年に野田池土地改良区と町屋地区農家代表者が交わした「覚書」であり、このほかには、請求人の主張を立証し得る公文書は見当たらなかった。関係人も、請求人の主張を明確に否定され、建設課に提出した業務計画書等に「町屋水利組合へ委託」等と記載した理由については、「野田池及び天神川に係る清掃等の活動は、関係する他地域の関係者の協力を得て実施しており、業務計画書などへの記載はそのことを意味する」と陳述され、かつ、この陳述内容に不合理な点は認められなかった。

請求人は、当該主張が事実であることを推測するに足る証拠等も提示していないことから、関係人の陳述を不実と確証することはできず、よって、請求人の主張は、これを認めることができないと判断した。

(6) 流域変更の不当性について

請求人は、「久居市による流域変更は、下流の二級河川天神川の管理者である三重県知事との協議をせず、久居市の独断でなされたもので、下流域の洪水の原因となっており、三重県の河川改修計画にも反映されておらず、当該計画の実施に伴う効果に悪影響を及ぼすもので、不当である」と主張し、「市長は、流域変更により変更された流域を、元の雲出川流域に戻すための措置を講じるよう勧告せよ」と請求している。

法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講じさせるよう請求することができる制度である。

しかるに、請求人が主張する流域変更とは、建設課の陳述及び前記確認した事実で見たように、久居市野村町地域の排水に係る流域を変更したのではなく、昭和56年頃の久居第2団地造成に伴い、久居市が、野田池の水質悪化を防ぐため、野村第1号雨水幹線の下流部に簡易浄化施設を設置するなどの改修工事をしたことを指すものと考えられる。当該改修工事は、久居市の排水対策の一環としてなされたもので、請求人はその主張において、当該改修工事に係る請負契約の締結又はその工事代金の支払といったこと、若しくは「下流域の洪水の原因」と主張することについて、具体的な災害復旧工事請負契約の締結又はその工事代金の支払などといった

ことなど、何らの財務会計上の行為を指摘したものでなく、当該改修工事により市が被った損害の賠償を市長に求めるべき趣旨の主張、若しくは財産的な価値の保全を図るための財産の管理を怠る事実を是正すべき趣旨の主張もない。

住民監査請求の範囲は厳格な形式主義をとるべきではないが、請求人の主張するところの流域変更について、概括的にその違法性若しくは不当性を主張して原状回復を求めることによって、関連する財務会計上の行為等のすべてを住民監査請求の対象となると解することは、住民監査請求の制度的趣旨を不明確ならしめるものであって相当ではない。

さらに、請求人の主張及び求める措置請求の全趣旨は、結局のところ、本市若しくは三重県の下水道政策・河川政策に係るものであり、住民監査請求として法が許容する範囲外を対象とするものとして、不適法であると言わざるを得ない。

以上のことから、請求人の主張するところの流域変更に係る本件監査請求は、適法な監査請求と認めることはできないと判断した。

以上

野田池及び天神川周辺図

